

平成19年1月9日

JASG 日本エアースポーツガン協会
サポーター各位

日本エアースポーツガン協会
理事長 前田 徹雄

改正銃刀法の本格施行に伴う、経済産業省の再要請について

平素は協会事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、改正銃刀法が本年2月21日より本格施行されることを受け、経済産業省より銃刀法改正に伴う体制整備等についての再要請が、当協会の協力団体であります日本エアースポーツガン振興協同組合宛にありました。この再要請については、流通、販売店への周知、協力が求められていることから、サポーターの皆様にもお知らせさせて頂いた次第です。

各位におかれましては、下記要請文をご一読の上ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

平成19年1月5日

日本エアースポーツガン振興協同組合
理事長 前田 徹雄 殿

経 済 産 業 省
製造産業局日用品室長
前田 邦夫

銃刀法改正に伴う「準空気銃」の回収、「準空気銃」に該当しないものに改めるための改造、消費者への啓発活動及び消費者対応への体制整備等について（再要請）

いつもお世話になっております。また、日頃から経済産業行政にご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、昨年8月21日に改正銃刀法が施行されましたが、半年間の猶予期間を経て、いよいよ本年2月21日から本格施行されます。当室では、昨年6月23日付け「銃刀法改正に伴う「準空気銃」の回収、「準空気銃」に該当しないものに改めるための改造、消費者への啓発活動及び消費者対応への体制整備等について（要請）」をもって消費者への対応等についてご協力を要請しておりますが、本格施行を間近に控え、改めて下記の点について要請致しますので、貴団体傘下会員企業等に対し、周知及び協力要請を行って下さいませようお願い申し上げます。

なお、誠に恐縮ですが、関係販売店等がございましたら、貴団体からご連絡下さいませよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 法令遵守

今般の銃刀法改正の趣旨及び内容をご理解の上、法令遵守をお願い致します。

2. 準空気銃の回収及び準空気銃に該当しないものに改めるための改造等への協力

これまでに製造、販売又は輸入したエアガンの中に準空気銃に該当するものがある場合には、速やかに回収又は準空気銃に該当しないものに改めるための改造等をお願い致します。

また、準空気銃所持者から、準空気銃に該当しないものに改めるための改造の要請又は廃棄の申し出があった場合は、必要な措置を講じるようお願い致します。

3. 消費者への啓発活動及び消費者対応への体制整備

消費者及び準空気銃所持者に対し、既存媒体等を活用するとともに、店頭等において、今般の銃刀法改正の趣旨及び内容について啓発活動をお願い致します。また、準空気銃所持者から準空気銃の廃棄又は準空気銃に該当しないものに改めるための改造等に関する相談等に適切に対応できる体制の整備をお願い致します。